

# ならまちリーグ

今、見えにくくなっているもの

深澤吉隆

2023年5月27日

# 職場の紹介

平成元年(1989)  
県教育委員会が同和問題  
関係史資料調査委員会を設置



平成3年(1991)  
県教育委員会が「部落史の  
見直し」を提起

平成5年(1993)  
県立同和問題関係史料  
センターを開所

# 職場の紹介

- 部落史の見直し
- 地域社会から学ぶ

政治支配・経済格差の問題として  
の部落問題理解



部落内外の社会的関係(地域社会)  
の問題としての部落問題理解

# 歴史教科書に記述

## 「部落史の見直し」の進展により、中学校社会科教科書(歴史的分野)の記述の変化

### 「江戸時代の身分」

#### 《身分に関する表記》

##### 【旧】平成5年度(1993)版

○武士(士)と、農民(農)・町人(工・商)

○農民・町人の下に、「えた」や「ひにん」などの身分がおかれました。

##### 【新】令和2年度(2020)版

○武士と百姓・町人

○百姓や町人などのほかに、「えた」や「ひにん」などとよばれる身分がありました。

## 《(江戸時代の身分)に関する主な内容》

### 【旧】平成5年度(1993)版

- この人々は、生活条件の悪い所に住まわせられ、服装や交際まで差別をうけました。
- 「えた」身分の人々の多くは、わずかの田畑や小作地で農業をいとなみ、死んだ牛馬の処理や皮革業・細工物などの仕事も行いました。また、これらの身分の人々のなかには、役人の下で、犯罪者の逮捕や処刑などの役を課された者もありました。
- このような身分制は、原則として親子代々うけつがされ、農民や町人が、力を合わせて武士のきびしい支配に反抗しないようにするとともに、自分よりまだ下の者がいると思わせて、その不満をそらす役割を果たしたと考えられます。

### 【新】令和2年度(2020)版

- 「えた」身分の人々の多くは、農業を営んで年貢を納めたり、死んだ牛馬の処理を担い、皮革業、細工物などの仕事に従事したりしました。また、「えた」や「ひにん」身分の人々のなかには、役人のもとで、犯罪人の逮捕や処刑などの役を果たす人、芸能に従事して活躍する人もいました。このように社会や文化を支えながらも、これらの人々は百姓・町人から疎外され、住む場所や服装・交際などできびしい制限を受けました。

地域社会から学ぶ

# 地域社会の特質

## 地域社会とは・・・

- ・最も基礎的な団体であり、人々の諸関係が具体的に現出する場
- ・具体的には中世以来の町や村、その連合体である「郷」

共同・協働・  
共生の場と  
して

田植え、水利や山野の利用、神社の祭儀、共同墓地の運営や宮座・講の結成などの他・・・

# 地域社会の持つ克服すべき側面

抑圧・排除の  
場として

規範を逸脱した者に対する  
排除や、「自分たちと異なる」  
と見なした者への蔑視や忌  
避、排除



このような2つの側面を持つ地域社会の在り方が、差別を生み、今も残していると考えられる。

「イジメ」や種々のハラスメント 等

# 人権意識は向上したのか

・令和4年全国学力・学習状況調査質問紙調査  
結果

質問13:いじめは,どんな理由があってもいけないことだと思いますか

小学校・中学校ともに

約96%

が肯定的に回答

人をいじめてはいけない、差別はいけないということ(たてまえとして)社会認識として定着。  
しかし・・・

# 今の人権課題の様相

## ○外的な問題

- ・人権問題の複雑化

## ○内的な問題

- ・人権問題に対する意識の希薄化
- ・見えにくくなる差別

→人権意識の一定の高まり

人間の思い込み

従来の人権教育・啓発の手法や内容に、新たな発想や工夫が必要である。

# 人権施策に関する基本計画

- ①部落差別の解消
- ②女性
- ③子ども
- ④高齢者
- ⑤障害のある人
- ⑥生活困窮にある人
- ⑦ひきこもり状態にある人
- ⑧性的マイノリティー
- ⑨ハンセン病患者等
- ⑩刑を終えて出所した人
- ⑪犯罪被害者等
- ⑫アイヌの人々
- ⑬外国人
- ⑭北朝鮮当局による拉致被害者等
- ⑮インターネットによる人権侵害
- ⑯ハラスメント
- ⑰災害時の人権

# 奈良の強みを生かす

- 魅力的な歴史遺産
  - これまでの人権教育の積み上げ
- 見えにくいものに視点を当てる  
歴史遺産を人権やSDGsの視点で見る

見えにくいものを見る

# 何の数字でしょう

898,748

全国の義務教育未修了者(全体の0.8%)

8,513

奈良県の義務教育未修了者  
(全体の0.7%)

令和2年国勢調査

# 教育を受ける機会の保障

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」

平成28(2016)年12月14日公布

・不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定した法律。

# 中学校の近年の動き

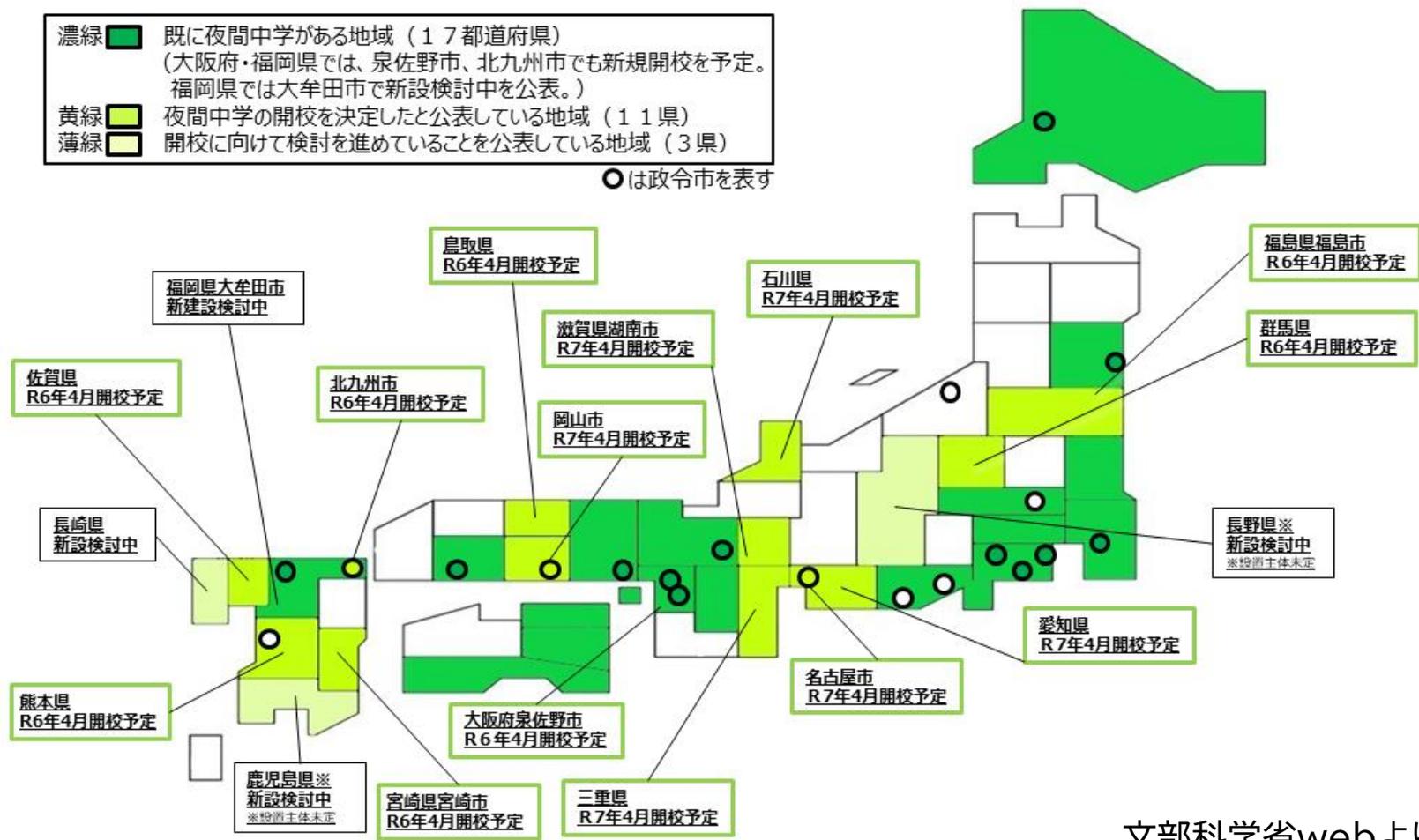
- 2015年7月 中学を卒業した人の受け入れ  
→不登校、いじめ等で十分に学べなかった人の学び直しが可能に。
- 2016年11月「**教育機会確保法**」が成立
  - ・国籍に関係なく、義務教育の機会を保障
- 各都道府県、政令市に最低1校の設置  
→国が呼びかける

# 夜間中学の設置・検討状況

既設夜間中学一覧(R5年4月時点) 17都道府県に44校

- 濃緑 ■ 既に夜間中学がある地域 (17都道府県)  
(大阪府・福岡県では、泉佐野市、北九州市でも新規開校を予定。  
福岡県では大牟田市で新設検討中を公表。)
- 黄緑 ■ 夜間中学の開校を決定したと公表している地域 (11県)
- 薄緑 ■ 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域 (3県)

○は政令市を表す



文部科学省webより

※上記以外で今年度中に、沖縄県南城市に私立珊瑚舎スコーレ東表中学開設予定。

な ら け ん や か ん ち ゚ う が く

# 奈良県にある6つの夜間中学

Six places with junior high school evening classes in Nara

奈良县里有六所夜间初中学校。

나라현에 있는 여섯 야간 부 중학교

Seis escolas ginasiais de período noturno em Nara



1

**奈良市立**  
かす が ち ゚ り り ん ち ゚ う が く  
**春日中学校夜間学級**

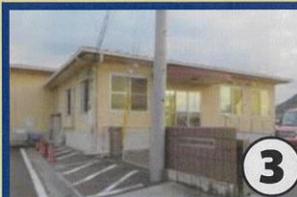
■学習日月曜日～金曜日 17:30～21:00  
■奈良市西木辻町 67  
■0742-34-5337(奈良市教育委員会)



2

**天理市立**  
き た り ち ゚ り ん ち ゚ う が く  
**北中学校夜間学級**

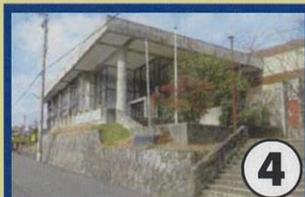
■学習日月曜日～金曜日 17:30～21:00  
■天理市丹波市町 169-1  
■0743-63-1001(天理市教育委員会)



3

**橿原市立**  
う ね び ち ゚ り ん ち ゚ う が く  
**畝傍中学校夜間学級**

■学習日月曜日～金曜日 17:30～21:00  
■橿原市大久保町 156  
■0744-29-5912(橿原市教育委員会)



4

**吉野自主夜間中学**

■学習日月曜日・金曜日 18:00～21:00  
■大淀町中央公民館  
吉野郡大淀町下淵 948  
■0747-25-2661



5

**西和自主夜間中学**

■学習日 火曜日・木曜日 18:00～21:00  
■王寺町地域交流センター  
北葛城郡王寺町久度 2-2-1-501  
■0745-74-5827・090-3284-3576



6

**宇陀自主夜間中学**

■学習日月曜日 18:00～21:00  
■宇陀市榛原総合センター  
宇陀市榛原萩原 2610-1  
■090-6378-5931

入学を希望される方は、お住まいの市町村の教育委員会、上記連絡先、または奈良県教育委員会事務局学校教育課 (0742-27-9854) までお問い合わせください。

奈良県教育委員会Web

# 奈良の夜間中学について

- ◆奈良県には3校の公立夜間中学が設置
  - 奈良市春日中学
  - 天理市北中学(丹波市小学校内に設置)
  - 橿原市畝傍中学(畝傍北小学校内に設置)
- ◆奈良には公立の他に自主夜間中学も開設→西和、宇陀、吉野

# 夜間中学の意義

- 夜間中学・・・あってはいけませんが、なくてはならない学校。
- ・夜間中学は生徒さんの学びの場。生きるための場→「学ぶことは生きること」。
  - ・セーフティーネットの場。
  - ・生徒さんが学ぶ場であるだけでなく、私たちが人権を学べる場。

奈良観光を新たな視点で

# 奈良町・佐保・高円周辺の植樹



植桜楓之碑 嘉永三年(1850)

# 奈良奉行川路聖謨の植樹活動



- 嘉永元(1848)年春、奈良町の有力者に植樹の話を持ちかける。
- 町の有力者が中心になり人々に協力を呼びかける。
- 協力者が続出。興福寺・東大寺境内をはじめ、高円、佐保まで植樹。

# 植桜楓之碑

年月が過ぎ、桜や楓が枯れてくるだろう。後の人がこれを補えば、今日の素晴らしさは百代後でも変わらないはずである。これは私が、後人に望むところである。したがってここにこれを記し、碑に刻んだ。



佐保川の桜

嘉永四(1851)年五月十七日

雨冷氣甚し。興福寺の碑銘をかくに、  
惣字数五百はかりあり、朝飯よりかゝ  
れば、必四ツ過より御用向はしまり、  
一字かきては用人江談し、一行書ては  
与力江逢、故にいつも書損甚し、十二  
枚はかり書たれと未全、けふは考附  
て未明に起て墨をすり書かゝり、四ツ  
時までに畢りたり、いまた氣にいらぬ  
也、

おわりに

すべての人が尊重される  
社会をめざして、奈良の強みを  
生かしていこう

一人も取り残さない